

平成 30 年度

施政方針

(付 提出議案説明)

光 市

目 次

1	はじめに	1
2	予算の大綱	5
3	施策の概要【総合計画の基本目標に基づく施策】	
	(1) 基本目標 1	
	「限りない市民力・地域力がゆたかに花開くまち」	6
	(2) 基本目標 2	
	「ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち」	8
	(3) 基本目標 3	
	「安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち」	10
	(4) 基本目標 4	
	「自然と都市が潤いゆたかに調和したまち」	13
	(5) 基本目標 5	
	「産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち」	16
	(6) 基本目標 6	
	「市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち」	18
4	むすび	20
	(附属資料)	
	提出議案説明	22

施政方針

はじめに

平成30年度予算案並びに諸議案の提出にあたり、市政運営に臨む私の所信の一端と諸施策の概要を申し上げ、議会をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年の12月に、天皇陛下が退位される日を平成31年（2019年）4月30日とする政令が公布され、来年5月1日から平成に変わる新しい元号が始まることになりました。

この30年を振り返りますと、昭和から続いた右肩上がりの成長社会は過去のものとなり、明治期以降一貫して増加が続いていたわが国の人口は、平成20年をピークに減少に転じました。さらに、人口の一極集中や少子化傾向も一段と顕著になりました。「失われた20年」と呼ばれる経済不況が続く中、平成の大合併や構造改革、地方分権の進展によって地方の姿形は大きく変わり、災害の恐ろしさと備えの重要性を深く認識させた阪神・淡路大震災や東日本大震災などの自然災害は、私たちの心に強い衝撃を与えました。

乗り越えなければならない課題

こうした時代の中、平成16年に合併を果たし、新たなまちづくりをスタートさせた本市は、多くの市民の皆様のを糧に、人口減少や少子高齢化に起因する諸問題の克服や多様化する市民ニーズへの対応など、時代の進展に伴う様々な課題と向き合い続けてきたところでもあります。行政だけでは解決できない課題を、市民と行政の協働によって乗り越える度に磨かれた市民力・地域力は、地域コミュニティや防災、福祉、教育、子育て支援、健康づくりなどあらゆる分野で大きく花開き、今

やこのまちが「ゆたかな社会」に進むために不可欠なエンジンとなっております。

しかしながら、「ゆたかな社会」への道のりは決して平坦ではなく、直視すべき課題、乗り越えなければならない多くの課題があります。具体的には、著しく進む人口減少や超高齢化、少子化、さらには、それらに起因する税収の落ち込みで厳しさを増す財政状況などであります。

人口ビジョンにお示しするように、昭和59年に58,700人を数えた本市の総人口は、現状のまま推移した場合、平成52年(2040年)には39,000人、平成72年(2060年)には29,600人にまで減少すると予測されます。

成長・拡大から成熟・縮小へと変わりゆく社会経済や人口減少が映し出すこのよなまちの姿を見据えて、私たちは、時機を失うことなく、本市の公共施設の総量や都市を戦略的に縮めていく必要があります。さらには、こうした困難の先にある「ゆたかな社会」の主役となる人材の育成など、未来への備えを急がなければなりません。

都市と施設の戦略的縮小

日本経済新聞社が実施したアンケート調査によりますと、人口減少が進む市町村のうちの5割以上が5年から10年後にはインフラ整備を止めるとしており、身の丈に応じて施設を縮める動きは全国に広がっております。

こうした中、本市では、「公共施設等総合管理計画」に基づき、市営住宅や勤労青少年ホームの解体、公立幼稚園の再編、大和コミュニティセンターの整備に伴う施設の整理を着実に実行してまいります。計画では、平成47年度(2035年度)までに公共施設等の総延べ床面積を20%縮減することを目標に掲げており、次世代に大きな負担を残さないよう、今後も市民の皆様のご理解をいただきながら、できるところから施設の集約化や統廃合に取り組んでいく所存であります。

一方、市全体で人口減少が加速する中、都市そのものを、生活の場としての機能性や利便性を保ちつつ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」という考え方を基本に、居住や生活サービス機能がコンパクトにまとまった集約型都市へと転換してまいります。

集約型都市の設計図となる「立地適正化計画」につきましては、本年度、計画の大きなポイントとなる、医療・福祉・商業などの都市機能を誘導する区域の検討を行うこととしております。本市の将来的な都市構造を方向づける重要な計画でありますので、市民の皆様への説明責任を果たしつつ、地域公共交通ネットワークや地域包括ケアシステムの構築、光駅周辺地区の拠点整備、公共施設の再編など、関連施策との相乗効果を考慮した計画づくりを進めてまいります。

希望の芽を大きく伸ばす

女性も男性も、高齢者も若者も、障害がある方も、誰もが心から幸せを実感できる「ゆたかな社会」。その道を拓くカギは人にあります。とりわけ、未来の光市の担い手として「ゆたかな社会」の扉をたたく子どもたちの役割は重要であります。

私は、昨年11月に5つの中学校で特別授業を行ったところですが、「私たちも地域の担い手として頑張りたい」「これからも光市で暮らしていきたい」「もうすぐ大人としての責任を担うのだという自覚を持って日々の生活を送りたい」といった生徒の声にふれる中で、未来への確かな希望をしっかりと感じることができました。

度々ご紹介する「社会的共通資本」の著者、故宇沢弘文先生は、「ゆたかな社会」において満たすべき諸条件の一つとして、「すべての子どもたちが、それぞれのもっている多様な資質と能力をできるだけ伸ばし、発展させ、調和のとれた社会的人間として成長しうる学校教育制度」を挙げておられます。本市が誇りとする市民力・地域力に裏打ちされたコミュニティ・スクールや、一人ひとりに目を向けた独自の

特別支援教育などは、この条件に見事に重なっていると確信しております。

さらに、グローバル化に対応した取組みとして、これまで文部科学省とともに取り組んだ実績を基に、本年度から、英語によるコミュニケーション能力の育成をねらいとした本市独自の英語教育「イングリッシュプラン光」を全ての市立小中学校に導入いたします。こうした取組みを通じて、無限の可能性を持つ希望の芽を大きく伸ばしていく考えであります。

一方、縮小に向かうまちの中で、高齢者や障害のある人など社会的に弱い立場にある方々、また、様々な家庭環境の中で子育てなどの悩みを抱えている方々が置き去りになることがあってはなりません。

本年度からスタートする、新たな高齢者保健福祉計画や障害者福祉基本計画などに基づく質の高いサービスをはじめ、「子ども家庭総合支援拠点」である、子ども相談センターきゅっとの体制強化などにより、こうした方々と私たちとの心の距離を無くし、未来につながるやさしさを育んでまいります。

スクラムを組んで一歩ずつ

私たちが理想の未来を実現するための道標は、多くの皆様とともに創り上げた「第2次総合計画」であります。現在、「ゆたかな社会」の実現に不可欠な新光総合病院や新たな「大和コミュニティセンター」の建設など、多くの事業が目に見える形で進んでおりますが、今後とも、様々な課題に対して夢を語るだけではなく、現実を見据え、理想をしっかりと共有し合い、スピード感をもって「第2次総合計画」を実行していく所存であります。

夢を語り、理想を共有するところに希望が生まれます。今取るべき行動は、「ゆたかな社会」という理想の未来を実現するために、チーム光市ががっちりとしたスクラムを組んで一歩ずつ進んでいくことであり、生み出す希望が大きければ大きいほ

ど、チーム光市は力強い歩みを刻むことができると、私は確信をしているところ
あります。

以上、市政運営に臨む、私の所信の一端を申し上げてまいりました。

議会をはじめ市民の皆様方には、それぞれの立場から「ゆたかな社会」を実現す
るためにご参画いただきますとともに、市政に力強いご支援、ご協力を賜りますよ
うお願い申し上げます。

予算の大綱

それでは、本市の平成30年度の予算案について、ご説明申し上げます。

平成30年度予算は、「第2次総合計画」の目指すべきまちの将来像「ゆたかな社
会」の実現への歩みをより強く、確実なものとするための予算であります。繰り返
しになりますが、特に、新光総合病院建設事業及び新たな「大和コミュニティセン
ター」建設をはじめとした岩田駅周辺都市施設整備事業の2つの大型事業が本格化
することから、予算規模は合併以降3番目の大きさとなるものであります。

一方で、本市の財政状況は、市税収入の回復が見込める状況には至っておらず、「第
2次総合計画」を着実に推進していくには、減少傾向にある財源の最適投資を追求
し、更なる事業の選択と集中に取り組む必要があります。このため、平成30年度
予算編成においても、平成29年度に引き続き、一般財源の歳入規模に見合う財政
構造への転換を計画的かつ強力に推し進め、真に必要な事業への財源集中に全庁を
挙げて取り組んだところであります。

この結果、一般会計の予算規模は、対前年度当初比4.8%増の218億9,00
0万円といたしました。

特別会計は、対前年度当初比9.8%減の142億355万1,000円、また、
水道事業会計は、18億2,170万円、病院事業会計は、148億3,558万2,

000円、介護老人保健施設事業会計は、4億9,638万円であります。

施策の概要

それでは、平成30年度の主な施策の概要につきまして、「ゆたかな社会」を実現するための具体的な目標として「第2次総合計画」に掲げる、6つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の1番目は、「**限りない市民力・地域力がゆたかに花開くまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「地域の活性化のために」では、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援等を進めてまいります。

市民一人ひとりが、地域づくりについて主体的に考え、地域主体の地域活性化を目的として、各地域では、コミュニティプランの策定が進められているところではありますが、高齢化が進む中山間地域のコミュニティプランの履行・実現にあたっては、知識や技能をもつ人材の不足が懸念されていることから、国の制度である「地域おこし協力隊」を活用した支援に向け、隊員の確保や受入地域との調整等を進めてまいります。

多様化、複雑化する公共的課題について、市民と行政が協働して解決を目指す協働事業提案制度は、行政の提案に対して応募のあった男女共同参画の推進のための事業に取り組むことといたしました。事業提案者の豊富な知識や経験等が、効果的、効率的な課題解決に活かされるものと期待するものであります。

新たな「大和コミュニティセンター」につきましては、地域コミュニティ活動や多世代交流の拠点となる施設として、計画的に施設整備を進めているところであり

ます。これに合わせて、新たな施設の効果的かつ積極的な活用を図るため、地域住民の皆様が意見を出し合い、話し合うワークショップを平成29年度に引き続き開催し、コミュニティ活動の活性化につながる施設となるよう支援してまいります。

次に、重点目標2「市民力向上のために」では、生涯学習の推進や文化・スポーツの振興、さらには人権尊重社会の実現に向けた取組みを進めてまいります。

まず、市民の身近にある学びと憩いの拠点である図書館につきましては、市民の求める資料をバランスよく収集するとともに、図書館システムの活用による利用者サービスの向上に努めているところであります。また、平成31年（2019年）4月に移設・開館予定の新たな「図書館大和分室」につきましては、現行施設の利用状況を踏まえ、児童図書の実を充実を図るなど、特色のある、より利用しやすく親しみやすい施設となるよう取り組んでまいります。

伊藤公資料館では、明治維新150年に向け、平成27年度から順次開催してまいりました伊藤博文公の生涯や業績を描く企画展「伊藤ドラマ」の最終編を開催するとともに、本事業の集大成として、オリジナル書籍「伊藤ドラマ（仮称）」を刊行することにより、初代内閣総理大臣の生誕地として、より積極的な情報発信につなげてまいります。

「サンセットビーチラン in Hikari」は、白砂青松の美しい自然を感じながら虹ヶ浜海岸を駆け抜ける本市ならではのスポーツイベントであります。開催にあたりましては、参加者の安全確保と設備の充実を図るとともに、より多くの皆様に参加していただけるよう、開催の周知に努めてまいります。

人権施策の推進では、平成28年度改定の「人権施策推進指針」の理念を踏まえ、市民への人権施策の積極的な周知に努めるとともに、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場を通じて人権教育や人権啓発を推進してまいります。

また、男女共同参画の推進につきましては、「第3次男女共同参画基本計画」に基づき、市民、団体、事業所等と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた周知・啓発に努めてまいります。加えて、先程申し上げました、協働事業提案制度の中で参加体験型イベントを実施し、市民意識の醸成を図ってまいります。

基本目標の2番目は、「**ゆたかな人間性と可能性を大切にし心温かい人が育つまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「安心して子どもを生き育てるために」では、「おっぱい都市宣言」のまちとして、総合的な子育て支援対策を推進してまいります。

子ども相談センターきゅっとは、子育てに関するワンストップの総合窓口として、平成27年4月の開設以来、子育て世代の不安や負担の軽減のため、関係機関との連携のもと、様々な相談に対応し必要な支援を行っているところであります。

こうした中、子育て家庭を取り巻く環境は、年々多様化し、子どもだけでなく、家庭の問題解決のための支援が必要なケースが増加していることから、国においては、児童福祉法を改正し、子育て家庭に最も身近な市町村が子育て家庭の福祉に関する支援業務全般を担う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を進めているところであります。こうした動きに呼応して、本市におきましては、本年度いち早く、子ども相談センターきゅっとを「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、さらなる支援体制の強化を図ることといたしました。本年度は、専用相談室を整備し、親子の交流スペースを設けるなど相談者がより相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、本年度から新たに取り組む産婦健康診査は、産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施するもので、産後2週間及び産後1箇月の産婦の健康状態を確

認し、支援が必要な母子に対しては、心身のケアや育児支援を目的とする産後ケア事業につなぐことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築するものであります。

子ども医療費助成事業では、一定の所得要件のもと、小学生から高校生までの入院医療費及び義務教育修了年次である中学校3年生までの通院医療費の無料化を実施しているところであります。引き続き、子育て中の家庭への経済的支援を行い、安心して子育てができる環境の確保に努めてまいります。

平成25年度から計画的に取り組んでまいりました公立保育所の耐震化であります。本年度は、浅江南保育園の耐震改修工事を実施いたします。これにより、公立保育所の耐震化は完了することとなりますが、今後とも施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、重点目標2「人間性を育み可能性を高めるために」では、ゆたかな社会の主力となる人材を育成するため、質の高い教育の推進や教育環境の充実等に努めてまいります。

まず、「イングリッシュプラン光事業」についてであります。これは、平成32年度（2020年度）から実施の次期学習指導要領に基づき、小学校中学年に外国語活動、高学年には外国語が正式教科として導入が予定されていることから、これを見据え、本市では、子どもたちが英語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力を養うことができるよう独自に先行事業を実施するものであります。

具体的には、つながりのある英語教育を展開するため、小学校低学年から英語教育を導入し、小学校の中学年及び高学年ではALT（外国語指導助手）による専門性を活かした授業を実施いたします。また、「イングリッシュキャンプ」を開催し、英語体験の中で実践的コミュニケーション能力の育成を図るほか、外部評価により、

児童生徒の英語力を客観的に把握・分析し授業改善につなげてまいります。

特別支援教育の推進につきましては、本市の独自事業である光っ子教育サポート事業として、教員免許を有する「光っ子サポーター」21名を小中学校に配置し、特別な配慮を要する児童生徒へのきめ細かな支援を実施してまいります。また、特別支援教育の推進を支援する「光っ子コーディネーター」及び「就学相談員」につきましても継続して配置し、総合的な特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

また、スクールライフ支援事業として、不登校や学校・学級生活に不応の状態にある児童生徒の社会的自立に向けた支援等を実施するとともに、不登校の未然防止と早期対応のため、社会福祉士等の専門家の派遣を行う不登校未然防止事業などについても継続してまいります。

教育環境の整備につきましては、学校施設の老朽化に対応する屋上防水工事等を推進しているところでありますが、特に平成29年度からは、老朽化が進む学校トイレの環境改善について、重点的に取り組むこととしたところであります。

本年度は、島田小学校、浅江小学校、島田中学校、室積中学校の4校のトイレ改修工事を実施するとともに、光井小学校、三井小学校、周防小学校、室積小学校及び光井中学校の5校の改修工事に向けた実施設計を進めてまいります。

基本目標の3番目は、「**安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「心ゆたかに暮らすために」では、健康づくりの推進や生き生き高齢社会の実現、地域医療体制の充実等に努めてまいります。

本年度からスタートする「高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、在宅医療と介護の連携はもとよ

り、地域での生活等の支援が必要な高齢者を支えるための体制を整備するとともに、介護予防・認知症予防といった予防や重度化防止に比重を置いた取組みを推進してまいります。

生活支援体制整備事業は、地域の多様な事業主体による支え合いの体制を整備し、高齢者の生活支援サービスの充実を図るもので、平成29年度におけるモデル地域での実績を基に、本格実施に向けた取組みを推進してまいります。また、介護支援ボランティアポイント事業につきましては、対象施設を、従来の介護施設等に加えて、地域における在宅高齢者の通いの場や障害者施設に拡充するなど、制度を見直し、地域における自主的な支え合いの活動を促進してまいります。

介護予防・認知症予防施策では、認知症の早期診断・早期対応を図るため、医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームによる家庭訪問等の取組みを実施するほか、「いきいき百歳体操」や「ふれあい・いきいきサロン」、「認知症カフェ」の各地域への展開を進め、高齢者等の身近な通いの場の確保に向けた支援を継続してまいります。

健康づくりの推進では、国の指針に基づき、胃がん検診のうち個別検診において従来の胃部エックス線検査に加え、内視鏡検査を選択可能にするほか、集団検診において日曜日検診を導入するなど、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

また、ふしめ歯周病検診時に、光市歯科医師会との連携により「歯周病チェック事業」を併せて実施し、セルフケアの習慣化や歯周病検診の受診率向上を図るほか、「健康づくり推進計画」に基づき、健康寿命の延伸を目指す様々な事業を展開してまいります。

新光総合病院建設事業につきましては、順調に建築工事が進んでいるところであります。新病院の建設は、単なる施設の建替えではなく、本市における急性期医療の中核病院として、将来にわたって質の高い地域医療を確保するためのもので、「ゆ

たかな社会」の実現に不可欠な事業であります。引き続き、平成31年度（2019年度）の開院を目指し、工事等の適切な進捗管理に努め計画的に事業を推進してまいります。

また、大和総合病院につきましては、主に回復期・慢性期医療を担う病院として、その機能を最大限発揮できるよう、必要な医療機器の更新等を行ってまいります。

国民健康保険事業は、制度改正により、本年度から県が財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなりました。

これに伴い、保険税につきましては、県が割り当てる国保事業費納付金の納付額確保に見合う税率設定が必要となることから、税率改定を検討してまいりました。

本市では、国民健康保険基金を財源に税率の引下げを実施しているところですが、基金の残高推計等を踏まえ、本年度は基金による納付金の財源補填が可能と判断し、平成28年度、29年度の2箇年に限定した税率引下げと同様の税率引下げを引き続き実施することといたしました。

次に、重点目標2「安全・安心に暮らすために」では、地域における防災・減災対策の推進や、消防・救急体制の充実、暮らしを守る安全・安心生活の実現に努めてまいります。

地域の防災・減災対策では、地域防災の中心的役割を担う自主防災組織の活性化が重要でありますことから、より利便性が高く活動の活性化につながるよう助成制度の一部を見直し、引き続き、自主防災組織の設立や防災資機材整備、防災訓練などを支援するとともに、防災士育成補助、自主防災リーダー研修会等を継続実施するなど、地域における防災力強化に努めてまいります。また、危険箇所や避難場所等について市民への周知を図るため、指定避難所への表示板設置や、市ホームページ上で公開中の土砂災害ハザードマップへの高潮、津波及び島田川洪水ハザードマ

ップの追加などにより、災害発生時における市民の円滑かつ迅速な避難の一助とするとともに、市民が日常的に防災を意識できる環境を構築してまいります。

消防・救急体制の充実では、平成29年度に運用を開始した高機能消防指令システムの安定的な稼働環境を適切に維持し、住民からの緊急通報に迅速・的確な対応をするとともに、消防団においては、第4分団の小型動力ポンプ積載車の更新など、消防活動体制の万全を図り、地域住民一人ひとりの安全・安心を確保してまいります。

消費生活の安全・安心の確保につきましては、市民が安全で安心な消費生活を過ごせる環境づくりを推進するため、研修参加による消費生活相談員の資質向上など、消費生活センターの機能強化に引き続き取り組んでまいります。

基本目標の4番目は、「**自然と都市が潤いゆたかに調和したまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「自然を守り育てるために」では、低炭素社会や循環型社会の構築等を進めてまいります。

「第2次環境基本計画」における行動計画であるリーディングプロジェクトにつきましては、本年度から後期5年間の計画がスタートすることから、プロジェクトに基づく施策の推進に取り組んでまいります。

省エネ生活普及促進事業では、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減に向け、省エネ設備の普及促進を目的とする「エコライフ補助金」について、本年度は、市民がより取り組みやすいLED照明を中心とした助成制度に見直して実施いたします。

公共施設におけるLED照明の導入につきましては、文化センターの各展示室照明のLED化に向け、本年度は、見やすさや色の再現性など、展示照明を考慮した

器具の選定や配列に必要な実施設計を行ってまいります。さらに、地域づくり支援センター体育室の照明については、老朽化に伴う機器の更新に合わせてLED照明への切替えを実施いたします。

環境「まなび」推進事業では、小学生を対象とした「(仮称) ひかりエコくらぶ」を創設し、本市の豊かな自然を活用した自然体験会を通して、次代を担う子どもたちの自然を敬愛する心や自然と触れ合うことによる豊かな感性を育むとともに、様々な環境問題を理解し、行動につながる環境教育を実施してまいります。

下水道事業では、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図り、将来にわたり持続可能な経営を目指すため、平成32年(2020年)4月からの公営企業会計への移行に向け計画的に準備を進めているところであります。本年度は、専門業者の支援を受けながら公営企業会計システムの構築等を進めてまいります。

次に、重点目標2「快適に暮らすために」では、時代にあった都市づくりや道路網の整備、公共交通ネットワークの構築等を進めてまいります。

冒頭申し上げましたように、立地適正化計画策定事業では、急速な人口減少や少子高齢化に対応した生活利便性が高く持続可能な都市を実現するため、国が示す「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に沿って、平成29年度から計画づくりを進めているところであります。引き続き、目指すべき都市の骨格構造や都市機能の誘導などについて検討を進め、本年度内の計画策定に向け取り組んでまいります。

光駅周辺地区拠点整備事業では、本市の顔にふさわしい都市空間の創出を目指し平成29年度から基本構想づくりを進めているところであります。引き続き、将来を見据えた機能や役割などの検討を進め、本年度内の構想策定に向け取り組んでまいります。また、本年度は、国や県などの支援を受け、シンポジウムを開催し、ま

ちぐるみで駅周辺の将来を考える気運を醸成するとともに、ワークショップによる若年世代の意見聴取の機会確保にも取り組んでまいります。

岩田駅周辺地区では、多様な都市機能が集積する特性を活かした「コンパクトなまち」の形成に向けた取組みを進めているところであり、このうち、大和支所や図書館大和分室などの機能を集約した新たな「大和コミュニティセンター」は、平成31年（2019年）4月に供用開始の予定であります。また、「大和コミュニティセンター」の隣接地への市営住宅及び県営住宅の併設整備につきましては、建物の実施設計に着手するとともに、これら施設へのアクセス道となる市道の整備を進めてまいります。

道路網の整備につきましては、山田中岩田線、新市稲葉線、潤田線などの道路改良、脇田線雨水渠整備、山田畑線における待避所設置などに取り組むとともに、生活道路の機能強化を図るため、道路の舗装や側溝の整備を進めてまいります。

地域公共交通網形成事業では、持続可能な公共交通網を構築するため、平成29年3月策定の「地域公共交通網形成計画」に基づく施策展開として、バスの運行状況のわかりやすい情報提供を目的とした、交通事業者によるバスロケーションシステムの導入を支援するとともに、地域住民を対象に公共交通の利用促進に向けたワークショップを開催してまいります。

「第35回全国都市緑化やまぐちフェア（山口ゆめ花博）」は、明治150年プロジェクト「やまぐち未来維新」の中核イベントとして、本年9月14日から11月4日まで、山口きらら博記念公園で開催される花と緑の祭典であります。この機会に、本市としても、市町デーへの参加や連携会場である冠山総合公園等での取組みを通じて、「自然敬愛都市宣言」のまちを全国に情報発信し、観光振興にもつなげてまいります。

塩田地区における、生活するうえで必要不可欠な飲料水及び生活水の確保対策

につきましては、住民アンケートや住民説明会での意見交換等による実態把握に努め、その対応策について慎重に検討を重ねてまいりました。その上で、将来にわたって安全で安定的に水を確保するためには、上水道の整備が必要であるとの判断に至り、本年度では、給水区域認可変更の手続き等に着手するものであります。

基本目標の5番目は、「**産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「生き生きと働くために」では、農林水産業をはじめ商工業の振興、さらには雇用や就業環境の充実に努めてまいります。

まず、農業の振興では、6次産業化促進事業として、市内の農林漁業者による地元産農林水産物の新たな価値の創出を支援してまいります。これは、特産品の商品化に向け、一定の要件のもと、農林水産物を加工するための機械や設備の導入費用を助成するものであります。

就農体験等地域受入支援事業は、農業大学校の学生や移住就農希望者を受け入れ、宿泊を伴う研修や農業体験を行う農業法人等の取組みを支援することにより、新規就農者の確保を図るものであります。また、新規就農者を受け入れる経営体に対する支援や、国の補助金を活用して自己経営を開始した新規就農者の経営確立に向けた支援についても継続してまいります。

農業生産基盤の整備では、引き続き、島田の大田地区の農業集落道整備を進めるとともに、市内に5箇所指定されております、危険ため池の改修・廃止に向けた取組みを進めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、防護柵や電気柵設置等に対する支援を継続するとともに、新たに集落ぐるみによる大規模な防護柵設置に取り組むなど、さらなる鳥

獣被害の拡大防止に努めてまいります。

水産業の振興では、新規漁業就業者の経営自立化に向けた支援を継続するほか、資源管理型漁業を推進するため、県の水産環境整備事業により、幼稚魚育成礁の整備に取り組んでまいります。

商・工業等の振興では、新たに「光ブランド創出事業」に取り組んでまいります。これは、飲食品を対象に、商品名に「光」を入れた土産品の新規開発や既存品の改良を支援し、特に優れた商品にはブランド認定を行うなど、土産品の販売を通じて、「光」の名前を全国に発信するとともに、観光による経済効果や市内の商工業等の振興を図るものであります。

市の制度融資においては、平成28年度に「創業資金」、平成29年度に「設備投資促進資金」を創設し、年次的な支援強化に取り組んでまいりました。本年度は、さらに中小企業経営者の円滑な事業承継を支援するため、新たに「事業承継資金」を設置してまいります。

次に、重点目標2「人が行き交い、にぎわうために」では、観光の振興と交流の促進や、移住促進と定住支援等に努めてまいります。

観光の振興と交流の促進につきましては、本年3月に策定予定の「観光アクションプラン」の周知に努めるとともに、プランの具現化に向け、本市の特色を活かした事業展開について検討を進めてまいります。

続いて、移住促進と定住支援につきましては、引き続き、本市の「住み良さ」を積極的に発信していくとともに、移住や定住の受け皿となる「住まい」や「仕事」の確保に向けた取組みを進めてまいります。

まず、関東圏在住の移住希望者を対象に、本市の知名度の向上やまちの魅力をPRしていくため、「ふるさと光の会」や移住経験者と連携した移住相談会を開催いた

します。相談会では、部局の垣根を越えた相談体制により「就農」や「地域おこし協力隊」などの、様々な移住スタイルを提案してまいります。

また、「空き家情報バンク制度」の継続実施はもとより、特に人口減少や少子高齢化、過疎化が進行する中山間地域においては、本年度から、新たに、コミュニティ協議会等が空き家所有者に「空き家情報バンク」への物件登録の働きかけ等を行った場合に、登録実績に応じた助成を開始するなど、「住まい」の確保により、移住・定住の促進や地域の活性化につなげてまいります。

さらに、本市にU J I ターンを希望する人に対する「働く場」に関する情報の提供や企業とのマッチングを図るU J I ターン等雇用促進事業、また、本市での第一次産業就業を希望する市外居住者に対する「就業」「住宅」等の総合的な支援を行うひと・しごと・総合支援事業を継続して実施してまいります。

基本目標6番目は、「**市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち**」に関する施策であります。

最初に、重点目標1「市民参画による都市経営のために」では、市民参画の推進、満足度の向上を目指すサービスの推進に努めてまいります。

「第2次総合計画」につきましては、様々な対話の機会を通じて、考え方や取組み等の周知・啓発に努めているところであります。本年度は、取組みの一環として、高校生を対象に、本市の魅力や現在のまちづくり、目指す将来像などの共有、まちへの愛着や市政への参画意欲の向上などを図るため、私が講師となって、市内3つの高等学校で特別授業を実施いたします。

本市では、行政サービスの一層の向上と効率的な行財政運営を進めるため、県内初となります4市1町の連携による基幹業務系共同利用型クラウドシステムの運用

を本年2月13日から開始いたしました。

これに合わせて、市民サービスの向上を図るため、本年4月から、コンビニエンスストアにおける個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付、さらにはマイナンバーカードを利用した住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、所得証明書の交付サービスを開始いたします。

また、児童手当など子育てに関する行政手続をオンラインで行うことができる「子育てワンストップ電子申請サービス」につきましても、本年度中の早い時期のサービス開始に向け準備を進めてまいります。

次に、重点目標2「持続可能な都市経営のために」では、行財政基盤の確立や公有財産の管理と活用を進めてまいります。

行政基盤の確立につきましては、「第3次行政改革大綱」に基づき、あらゆる視点から事業を見直し、PDCAサイクルによる業務改善の取組みを推進し、限られた行政資源を最大限活用し、効果的・効率的な業務遂行に取り組んでまいります。

人材育成では、複雑多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、職員の資質や専門性の向上に努めているところであります。本年度は、平成29年度に見直しを図った「山口県ひとづくり財団」を活用した効果的な階層別研修を基本としつつ、本市独自の研修メニューの充実や専門研修の計画的な実施等、研修体制のより一層の強化を図ってまいります。

公共施設マネジメントにつきましては、平成28年度に「公共施設等総合管理計画」を策定したところでありますが、今後は、施設の所管部署における個別計画の策定など、公共施設の総合的な管理を進めていく必要がありますことから、全庁的な進捗管理に努めるとともに、市民の皆様への公共施設マネジメントの取組みの必

要性等の周知を図りながら、事業を推進してまいります。

財政基盤の確立では、財源不足の解消に向け、平成29年度から、一般財源の規模を基本とした基金に依存しない財政構造への転換を計画的に進めているところがあります。引き続き、重要度、緊急度を見極めた事業の選択と集中の徹底を基本として、「第3次行政改革大綱」に掲げる安定的な財政基盤の確立に向けた取組みを着実に推進してまいります。

むすび

『財を遺すは下 事業を遺すは中 人を遺すは上なり』。

これは、大正12年に発生した関東大震災からの東京の復興を牽引し、現在に続く壮大なインフラを残した政治家、後藤新平の言葉であります。ボーイスカウト日本連盟初代総長も務めた後藤は、数々の要職を歴任する中で、多くの技術者や専門家などの人材を見出し、育てたことでも知られております。

後藤の真意は、「事業を遺すことも大切だが、そのためには、事業を託せる優秀な人材が必要である。財産を遺しても、事業が失敗すれば、事業も人材も育つ保障はない」というものですが、この言葉には続きがあります。

『されど財無くんば事業保ち難く、事業無くんば人育ち難し』。

つまり、「とは言え、財力がなければ事業を継続できず、事業を行わなければ、優秀な人材を育てることはできない」と、それぞれ関連する人材育成、財力、事業は、結局はどれも大切だということを示唆しております。

後藤の人生を凝縮したこの言葉は、本市の都市経営に置き換えることができますが、その際、私は本市の大きな強みである地域力を加えたいと思います。

「ゆたかな社会」を実現するためには、何よりも光市を担う人材や豊かな地域力が必要です。しかし、健全財政なくして理想のまちづくりはできず、人材の育成や

地域との協働を深めていくことが難しくなります。

時代の大きな転換期を迎える中、取り組むべき課題は膨大であります。卓越した先見性と創造力で震災復興をリードした先人の言葉も参考に、健全財政とまちづくり、人、地域の調和を保ち、これまで以上の使命感を持って市政に邁進していく覚悟であります。議会をはじめ、市民の皆様のご支援とお力添えを心からお願い申し上げます。

提出議案說明

提出議案説明

続きまして、各議案について、御説明申し上げます。

議案第1号の一般会計予算は、ただ今、御説明申し上げたとおりであります。

続きまして、議案第2号から議案第7号までの特別会計予算について、御説明申し上げます。

国民健康保険会計は、新制度に対応するとともに、保険給付費の伸びを、対前年度当初比で4.4%減と見込みました。

簡易水道会計は、牛島地区58戸の給水事業などを行うものであります。

墓園会計は、引き続き、園内の適切な維持管理に要する経費を計上しました。

下水道事業会計は、平成29年度の赤字決算見込みによる繰上充用金を計上するほか、公債費の減などにより、対前年度当初比で21.8%減となりました。

介護保険会計は、保険給付費の伸びを、対前年度当初比で0.7%増と見込みました。

後期高齢者医療会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより、対前年度当初比で13.8%増となりました。

議案第8号、平成30年度光市水道事業会計予算は、業務予定量を給水戸数2万2,054戸、総給水量を912万立方メートルと見込んで編成いたしました。

議案第9号、平成30年度光市病院事業会計予算は、1日平均入院患者数を383人、1日平均外来患者数を500人と見込んで編成いたしました。

議案第10号、平成30年度光市介護老人保健施設事業会計予算は、1日平均入所者数を69人、1日平均通所者数を22人と見込んで編成いたしました。

議案第11号、光市部制条例の一部を改正する条例は、地方公共団体を取り巻く様々な社会環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、庁内組織の連携体制の強

化を目的とした組織改編を実施し、住民ニーズに応えられる効果的・効率的な組織体制の構築を図ろうとするものであります。

議案第12号、光市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例は、学校教育法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行おうとするものであります。

議案第13号、光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、私の給与月額のうち10%を平成30年4月分から平成31年3月まで減額、並びに、副市長、教育委員会教育長及び水道事業管理者の給与月額のうち3%を平成30年4月分から平成31年3月まで、減額しようとするものであります。

議案第14号、光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険法の一部改正等に伴い、課税費目の定義の変更等を行おうとするものであります。

議案第15号、光市国民健康保険基金条例及び光市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第16号、光市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、平成30年度から光市立幼稚園を光市立やよい幼稚園の1園に再編するため、所要の条文整理を行おうとするものであります。

議案第17号、光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文整理を行おうとするものであります。

議案第18号、光市介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法第117条の規定により定める第7期光市介護保険事業計画の実施に伴い、介護保険料の改定等を行おうとするものであります。

議案第19号、光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を

定める条例は、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業人員及び運営に関する基準等を定めようとするものであります。

議案第20号、光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、運営に関する基準等を改めようとするものであります。

議案第21号、光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改めようとするものであります。

議案第22号、光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改めようとするものであります。

議案第23号、光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第24号、光市都市公園条例の一部を改正する条例については、都市公園法施行令の一部改正に伴い、本市が設置する都市公園に設ける運動施設の敷地面積の基準を定めようとするものであります。

議案第25号、光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

は、別号議案でお諮りしております副市長等の給料月額の一部減額に準じて、病院事業管理者の給料月額の3%を減額しようとするものであります。

議案第26号市営土地改良事業計画の変更については、市営土地改良事業計画をすることについて議会の議決を得ようとするものであります。

以上、提出議案等について、その概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。